

令和4年11月定例会 次世代育成・少子高齢化対策特別委員会（付託）

令和4年12月12日（月）

〔委員会の概要〕

長池委員長

ただいまから、次世代育成・少子高齢化対策特別委員会を開会いたします。（10時33分）
直ちに、議事に入ります。

本日の議題は、お手元の議事次第のとおりであります。

まず、理事者において、説明又は報告すべき事項があれば、これを受けたいと思いません。

【報告事項】

○保健福祉部におけるヤングケアラー調査について（資料1）

○「徳島県男女共同参画基本計画（第5次）」（素案）について（資料2-1, 2-2）

○徳島県ヤングケアラーに関する実態調査結果（速報）について（資料3）

森口保健福祉部長

それでは、保健福祉部から1点、御報告させていただきます。

お手元のタブレットの資料1を御覧ください。

保健福祉部におけるヤングケアラー調査についてでございます。

まず1、調査目的でございますが、保健福祉部として、高齢者や障がい児者等、ケアを必要とする方の側からアプローチしまして、ヤングケアラーの状況把握と今後の施策に反映することを目的として、実施するものでございます。

まず、2、高齢者につきましては、（1）の①調査対象は、地域包括支援センター及び指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員等を対象に、②調査期間は、令和4年8月から10月まで、③調査方法は、介護支援専門員等へのアンケート及びヒアリングにより実施いたしました。

（2）の調査結果の概要でございますが、①のヤングケアラーの認識及び対応につきまして、言葉を知っており業務を通して意識して対応しているは18.7パーセントであり、言葉は知っているが業務を通して特別な対応はしていないが68.5パーセント、聞いたことはあるが具体的に知らないが11.9パーセント、言葉を知らないが0.9パーセントという状況になっております。

また、②のヤングケアラーと思われる子どもの有無につきましては、1.8パーセントの方がいたと回答しており、これらの方に対しヒアリングを行ったところ、③のケアをしている子どもの年代は、小学生と高校生が各40.0パーセント、中学生が20.0パーセント、④のケアを必要としている人は、祖母が60.0パーセント、きょうだい40.0パーセント、父親、母親が各20.0パーセントとなっております。

祖母ときょうだいのケアを両方行っている事例もございました。

これらの事例についての対応状況ですが、⑤の関係機関につないだが80.0パーセントとなっており、⑥に記載のとおり、地域包括支援センターや市町村、女性子ども支援セン

ターと連携して対応を行っております。

なお、（3）今後の予定といたしましては、今回の調査結果を基に、介護支援専門員等を対象にヤングケアラーの認識や対応方法についての研修を実施し、ヤングケアラーの早期発見及び関係機関と連携した解消に向けた支援につなげてまいりたいと考えております。

続きまして、2ページを御覧ください。

3、障がい児者についての調査の概要でございます。

（1）の①、調査対象は、障がい福祉サービスに係る相談支援や計画作成支援を行う、相談支援専門員協会会員が支援している世帯を対象としまして、②の調査期間は、令和4年10月から令和5年2月で現在、継続中でございます。

③の調査方法は、相談支援専門員による世帯へのヒアリングにより、実施しております。

続きまして（2）調査状況の概要につきましては、調査を継続中のため、現時点で結果が分かっているものの概要でございますが、聞き取り調査を行った14世帯の状況となります。

①のヤングケアラーの認識については、聞いたことがあり内容も知っているが50.0パーセントとなっている一方で、聞いたことはあるがよく知らないと聞いたことはないを合わせると4割を超える割合となっております。

また、②のヤングケアラーのいる可能性がある世帯の有無については、あるが21.4パーセント、ないが42.9パーセント、不明が35.7パーセントとなっております。

あると回答した21.4パーセントの世帯についての内容となりますが、③のケアを必要としている人につきましては、きょうだい66.7パーセントと最も高く、次いで、母親、父親が33.3パーセントとなっており、複数のケアを必要とする世帯がある状況が把握できております。

また、④のケアを必要とする人が利用しているサービスでは、今回調査した世帯の全てで、通所系サービスや訪問系サービスなどのサービスを利用しており、サービスを利用していない方は確認できませんでした。

⑤のヤングケアラー以外でケアを担っている人では、母親が66.7パーセントと最も高くなっており、お子さんと共にケアを行っている状況となっております。

⑥のヤングケアラーが担っているケアでは、入浴や排せつ、着替えや食事等を補助する身体的介護等が100.0パーセントとなっており、その他、話しかけ・見守り、買物同行等も高い割合となっております。

⑦のケアによる学校等への影響については、学校や部活などについて、休むことはほとんどないが33.3パーセント、たまに休むが66.7パーセントとなっております。

（3）今後の予定といたしましては、引き続き調査を継続し、状況把握等を行い、調査結果については、市町村をはじめ関係機関と情報共有の上、ヤングケアラー支援施策に反映させてまいります。

なお、調査において、必要なサービスを受けていない等の状況が判明した場合には、ケアの解消や負担の軽減に向け、市町村とも連携し、適切な福祉サービスにつなげる支援を行ってまいります。

報告は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

上田未来創生文化部長

それでは、この際、2点、御報告させていただきます。

資料2-1を御覧ください。

徳島県男女共同参画基本計画（第5次）素案についてでございます。

1、改定の趣旨といたしましては、第4次計画が、計画期間の最終年度を迎えることから、これまでの成果と課題を踏まえながら、より実効性の高い計画に改定するものでございます。

3、計画期間につきましては、令和5年度から8年度までの4年間とし、計画的、効率的な進捗管理を行ってまいります。

次に、計画の特徴といたしましては、基本目標を多様な生き方・働き方が実現できる誰もが輝く社会の創造とし、更なる女性活躍に向けたデジタル人材の育成、賃金格差への対応や生活困窮や暴力など困難を抱える女性を支援する体制整備などを主な改定の視点としております。

2ページを御覧ください。

第5次計画の施策体系でございます。

基本方針は、現計画や国の基本計画との整合性も踏まえ、Ⅰ、あらゆる分野で女性が活躍できる基盤づくり、Ⅱ、安全・安心に暮らせる環境づくり、Ⅲ、地域でともに支え合う社会づくりとし、この3つの基本方針に基づく主要課題につきましては、各基本方針に4項目ずつ、合計12項目とさせていただきます。

このうち、基本方針Ⅰの主要課題1から3までを、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律、いわゆる女性活躍推進法に基づく都道府県推進計画としております。

また、それぞれの主要課題を具現化していくための推進方策を右側にまとめておりますが、詳細につきましては、資料2-2を御参照くださいますようお願いいたします。

今後、パブリックコメントを実施し、徳島県男女共同参画会議での御審議、答申を経まして、計画最終案を議案として提出させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、資料3を御覧ください。

徳島県ヤングケアラーに関する実態調査結果（速報）についてでございます。

この調査は、6月定例会の当委員会におきまして、実態調査の実施について御報告申し上げ、御論議いただいたところ、この度、調査結果の速報を取りまとめましたので、御報告させていただきます。

1、調査の内容でございますが、公立小学校6年生、公立中学校及び県立高等学校全日制の1年生から3年生の児童生徒を対象に、WEBアンケートシステムによる無記名調査として、7月11日から8月5日の間で実施いたしました。

2、調査結果（速報）の概要でございますが、（1）世話をしている家族の有無について、いと答えた小学生が6.2パーセント、中学生が2.8パーセント、高校生が2.3パーセントであり、括弧内に記載している国の調査結果と比較いたしますと、小学生では大きな差は見られず、中・高校生はいずれも割合が低い結果となっております。

以下、世話をしている家族がいると回答した児童生徒のうち、（２）世話を必要としている家族について、きょうだいと回答した児童生徒が60パーセントを超え、最も高くなっております。

また、（３）世話をしている頻度では、ほぼ毎日と回答した児童生徒の割合が最も高く、学年が上がるに従って、割合が高くなる傾向が見られます。

（４）平日1日あたりの世話に費やす時間では、1時間未満と回答した児童生徒の割合が最も高く、国の調査結果と比較し、世話に費やす時間が短い傾向が見られるものの、7時間以上の児童生徒が一定数いることも明らかとなりました。

2ページを御覧ください。

（６）世話について相談した経験の有無に関して、相談したことがないと回答した児童生徒のうち、（７）世話について相談したことがない理由として、いずれも、誰かに相談するほどの悩みではないが最も高く、次いで、相談しても状況が変わらなと思わないと続いております。

3、今後の予定といたしましては、現在、分析中の調査報告書（全体版）の結果がまとまり次第、速やかに公表するとともに、市町村や学校など関係機関とも情報共有の上、ヤングケアラー支援施策に反映させてまいりたいと考えております。

報告事項は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

長池委員長

以上で、報告は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑をどうぞ。

立川委員

ヤングケアラーのことで御報告を頂いたのですが、小学校、中学校、高校でアンケートをされていて、この調査結果を見る限り中学校とか高校の回答数が大分少ないように思うのですが、これはどういうアンケートの仕方をしたのですか。何でこういう結果になったのかというのを教えてください。

山名こども未来応援室長

立川委員より、この度の実態調査結果速報で中学生、高校生の回答数が少ないのではないかと御質問でございます。

今回につきましては、県内のヤングケアラーの家庭や家族の状況を調査・分析することで独自の課題を明らかにするとともに、支援ニーズや課題等を傾向として捉えて、今後の施策に反映することを主な目的とさせていただいております。今回、有効回答数につきましては、小学6年生が2,689件で回答率が46.9パーセント、中学生が5,730件で34.2パーセント、高校生につきましては3,124件で20.2パーセントとなっております。

調査期間につきましては、先ほども御説明いたしましたが、7月11日から8月5日までの3週間行いまして、総合教育センターのアンケートシステムを活用して、一人1台端末におきまして回答していただいております。安心して回答ができる環境確保ということで、スマートフォンやPCなどでも回答ができるようにして実施したものでございます。

今回、調査につきましては任意ということとさせていただきます。時期のほうが、特に高校生につきましては全国高等学校総合体育大会の時期と重なっていたり、様々な理由があるかと思うのですけれども、結果として34.2パーセント、20.2パーセントという結果となっております。

なお、国の調査結果につきましては、中学2年生が回答率で約5.6パーセント、高校2年生の調査につきましては回答率10.9パーセントというところとございまして、国の調査結果よりは高いという結果でございました。

立川委員

実態が分かっていないからこそ始まった実態調査の最初の最初、スタートのアンケートなので、まずはある程度大ざっぱに把握して、どうやって今後につなげていこうかというところと、統計なので目安の数字が出てきたらそれで打つ手も考えられるかなと思うのです。

いろんな理由はあると思うのですけれども、特に高校生とか余りにも数字が少ないかなと。学校とかで、これは任意とはいえ大事なことから、みんなきちんとやってくれよと、先生たちはこういう熱意を持ってやってくれているのですかね。学校現場で、おまえらやっつけよみたいな、まあどちらでもいいぞみたいな雰囲気で行われたら、どれだけ大事な調査をしているのかということが、子供たちに伝わらないのではないかなと思うのですけれども、現場ではどのような感じなのか。

蔭山いじめ問題等対策室長

ただいま立川委員より、回答率が少ないのではないかという御質問についてでございます。

まずもって、このアンケートにつきましては早期発見すると同時に適切な支援に結び付けていくことが重要であると認識しております。その上で、立川委員のおっしゃるとおり、回答率については決して高くないと認識しております。

ヤングケアラーの問題は、家庭内のデリケートな問題でございまして、表面化しにくい課題でございます。また、ケアをしていることに気付いていない児童生徒もおりまして、この調査をきっかけに、自分がヤングケアラーであることを自覚し、ショックを受ける可能性や、周りからの偏見等により不安になる可能性もございます。このようなことを踏まえまして、無記名で回答の強制は行わないという前提で実施をしました。

この問題につきましては大変重要なこととございますので、小・中・高の校長会、また市町村の教育長会におきましても、調査の趣旨や調査における配慮について説明をし、理解を頂いた上で実施してございます。当事者である子供たちが傷付くことのないよう、学校・学級の実態に合わせて、できるだけ児童生徒が回答しやすい環境を作ってほしいということで、持ち帰って記入するという学校も多かったと聞いております。

いずれにしましても、県教育委員会としましてはこの問題にしっかりと向き合いました。他部局や関係機関と連携して取り組んでいきたいと考えております。

立川委員

統計なのである程度の目安の数字が採れたらいいのかなとは思うのですが、この調査結果だけを見ても、特に高校生、中学生で世話をしている家族がいるのが2.3パーセント、2.8パーセントと。特に高校生だったら1万5,500分の3,124ですから、このパーセンテージを見ても答えていない方、御家庭の中で200件以上はそういう対象の御家庭があるのかなと思われます。始まったばかりとはいえ、これはゆっくりしてられないので、この結果をもって取り組むべきこと、できることは部局関係なく連携してどんどんやっていっていただきたいと、そういうことを要望しておきたいと思います。

達田委員

私もヤングケアラーの調査結果についてお伺いしたいです。両方とも調査結果について出ていますけれども、今後の予定では市町村や学校など関係機関とも情報を共有の上、支援施策に反映させていくということになっています。また、保健福祉部のほうにつきましても、ヤングケアラーの早期発見及び関係機関と連携した解消に向けた支援につなげると書かれておるのですね。これは当然のことだと思うのですが、この調査結果を踏まえて、今現在、今後の予定としてはどういうことに取り組まれるのでしょうか。

山名こども未来応援室長

達田委員より、ヤングケアラーへの支援施策につきまして御質問を頂いております。

今回の実態調査速報の結果につきましては、県内にも一定数の深刻な事例があることが懸念されているところでございます。今後は今回の速報を含む調査項目全体につきまして、集計など詳細な分析を行い、傾向を明らかにし、できるだけ速やかに公表いたしたいと考えております。

また、福祉部局や教育委員会など庁内関係課によるプロジェクトチームにおいても、支援策の情報共有と横展開をはじめ、実際の調査結果を踏まえた施策展開について検討を順次進めており、この度の速報により明らかとなった県内の現状につきましても共有の上、スピード感を持って取り組んでまいりたいと考えております。

また、収集されたデータにつきましては、各市町村におきましてヤングケアラー支援施策に活用いただくよう提供することとしており、身近な市町村から困難な状況にあるヤングケアラー当事者に寄り添った支援が届きますよう、しっかりと連携し、取り組んでまいりたいと考えております。

松永長寿いきがい課長

長寿いきがい課におきましては、今回の調査結果を基に介護支援専門員に対しまして、ヤングケアラーの認識や対応方法について研修を実施し、ケアプラン作成時や家庭訪問時にヤングケアラーを発見した際には、市町村や関係機関と連携し、ヤングケアラーの解消に向けた支援につなげられるよう取り組んでまいります。

達田委員

この問題が最近特にクローズアップされてきております。

それで、この調査結果の中で、家族のことを話したくない、相談しても何も変わらない

という諦めムードというかそういうのが出ておりますよね。けれども、この問題というのは家族個人の問題ではなくて、社会の福祉の問題としてきちんと取り上げられるべき問題なのだ、とても大事なことに関わっているのだよということを、その御本人である子供さんたちに知ってもらうことも大事だと思うのです。

ですから、学校などで、このヤングケアラーとはどういうことかと、本当に大変な思いを一人で抱え込むことはないのだよという、そういうのをみんなの共通の理解として広めていく教育も必要ではないかと思うのです。

だから、どこで誰に相談すればいいのか分からないとか、相談できる人がいないとか、いろいろありますけれども、こういう所に相談できますよという、そういうのを教えることを、学校教育としても、保健福祉の分野としても取り組んでいく。ヤングケアラーの解消のことを、みんなで取り組んでいくべき問題なのだよということを知ってもらうということが大事だと思いますので、是非そういう取組から始めていただきたいなと思います。社会的な共通認識がないと、家庭の問題だ、で終わってしまう。それではいけないと思うのです。ですから、そういうことで取組を進めていっていただければいいのかなどをお尋ねしておきたいと思います。

山名こども未来応援室長

達田委員より御質問を頂きました。

ヤングケアラーにつきましては、学業や友人との交流の機会が持てないことで、子供らしい生活ができなくなるなどが問題であるとされています。ケアそのものが問題であるといった誤解を生まないように、まずは正しく理解することが重要であると考えております。

そのため、ヤングケアラーという言葉の理解をはじめ、困ったことがある際の相談窓口を掲載したチラシを作成いたしまして、県内全ての中・高等学校の生徒に配布をするとともに、ホームページでの広報を実施しているところでございます。

また、この度の実態調査につきましては、児童生徒用の依頼文に相談窓口を記載して更なる周知を図るほか、本調査をきっかけとした教員、児童生徒双方のヤングケアラーへの理解と気づきに伴って、今後児童生徒から相談を受けたり、変化に気付いたりした際には、配慮ある声掛けや見守り、必要があれば関係機関へつなぐなど、適切な支援が受けられるよう、各学校には特別な配慮をお願いするということを実施いたしているところでございます。

蔭山いじめ問題等対策室長

今後の対応についてでございますが、今回の調査結果から一定数のヤングケアラーと思われる配慮の必要である児童生徒がいることが判明しました。まずは早期発見すると同時に適切な支援に結びつけていくことが重要であると考えております。

そこで、県教育委員会としましては、教職員研修を通して理解を深めることが大切であると考えております。教職員は日常的にヤングケアラーに関わる可能性がある立場にあることを自覚し、子供の欠席や遅刻、学習状況の変化などを見逃さず、しっかりと事情を聞き家庭環境を把握するなど、ヤングケアラーを確実に把握できる体制を整え、早期発見

に努めてまいりたいと考えております。

達田委員

教育の分野，そして福祉の分野，しっかり取組をしていただく。学校に行きたくても行けないとか，学校を遅刻・早退してしまうとか，これは本当に大変な問題なのですね。子供の人権に関わる問題ですので，子供さんが行きたいときにはきちんと学校に行けるという，そういう状況になれるように，是非取組を進めていっていただきたいと思っておりますので，今後の取組を注視していきたいと思っております。

それともう1点報告がございました，男女共同参画基本計画改定素案なのですが，この計画そのものが男女共同参画という名前を使っていますけれども，元々は男女平等な社会を創るということで始まったものだと思うのです。県として男女平等，あるいは最近ジェンダー平等ということ言われていますけれども，そういう観点でこの素案を作っているというのは，どこをどのように見れば分かるのでしょうか。

多田男女参画・人権課長

男女共同参画社会についての御質問でございます。

男女共同参画社会とは，一人一人が個人として尊重され，性別にとらわれることなく自らの意思と責任を持って生き方を選択でき，かつ，社会のあらゆる活動に対等の立場で参画することにより，全ての人が生き生きと輝いて生きることができる社会と考えております。

県といたしましては，男女共同参画社会の実現に向けまして，この計画に基づきまして，男女共同参画に関する施策を総合的，計画的に推進してまいりたいと考えております。

達田委員

この計画素案ですが，この計画が第5次計画としてきちんと決まっていくその過程で，県民の皆さんの御意見というのをどのように取り入れていくのでしょうか。

多田男女参画・人権課長

徳島県男女共同参画会議とその傘下の部会につきまして，まず，8月4日に徳島県男女共同参画会議を開催いたしまして，その後，次期計画の策定部会も開催しております。その際の資料も県のホームページでも公表させていただいたところがございますので，今後も随時，御審議をしていただきたいと思いますと考えております。

達田委員

いろいろ計画を決めるときに，県民の皆さんから御意見をお伺いするというのもよくすると思うのですが，この場合はそういうのはないのですか。

多田男女参画・人権課長

パブリックコメントにつきましては，年明け，1月をめどに実施したいと考えております。

す。

達田委員

この基本計画につきましては、そもそも作るときにジェンダーという言葉を入れてはいかんと、けしからんとかそういう御意見も一部ありましたようですけれども、今現在はどのようなのでしょうか。

多田男女参画・人権課長

現在の第4次計画につきましても、ジェンダーという言葉を使っております。第5次である次期計画につきましてはジェンダーとか、あとSDGsの第5の目標になっていますジェンダー平等という言葉は、今回提示させていただいております計画素案にも使わせていただいております。

達田委員

ある意味、呪縛からは解き放たれていると受け止めていいのかなと思うのです。男性であれ女性であれ、また様々な性的指向の方がいらっしゃるという、そういう状態ですけれども、一人一人の方々が人間として尊重される、そういう基本計画であっていただきたいと思うのです。

特にこの計画の中で、多様な生き方、働き方が実現できる誰もが輝く社会の創造の中で、賃金格差への対応とかも書かれておりますよね。それをせっかく計画で書いても具体策というのがどういうふうになっていくのかなと。具体策がないとなかなか進歩がないと思うのですけれども、この主な改定の視点というところ、非常に大事なことが書かれていると思うのですけれども、この取組の状況がまた分かっていく、改善されていくような、県民の目から見て明らかに進んでいっているなということが分かるような、そういう基本目標を立てていただきたいなと思いますので、その点はどのようなのでしょうか。

多田男女参画・人権課長

改定の視点につきましての御質問でございます。

賃金格差への対応についてでございますけれども、本年7月に世界経済フォーラムが発表しました2022年版ジェンダーギャップ指数におきまして、日本は145か国中116位と先進国の中で最低水準となっており、依然として男女間の格差が残っていると云わざるを得ない状況でございます。また、国が本年6月に決定いたしました女性活躍・男女共同参画の重点方針2022、いわゆる女性版骨太の方針2022におきましても、女性の経済的自立を推進することは重要と位置付けられ、そのための取組として男女間賃金格差の解消と女性デジタル人材の育成が挙げられているところでございます。

このことから県におきましても、所得の向上が見込まれます専門的知識やデジタルスキルの習得に向けた講座等の開催による人材育成や、女性が多い非正規雇用労働者の正規化促進による賃金格差の解消などを新たな計画に盛り込むことで、女性の経済的自立を促進し、職業生活において自らの意思に基づきまして、活躍できる基盤を作ってまいりたいと考えております。

達田委員

女性の活躍というか、女性が政策決定の場にどんどん進出できるような、そういう取組にも力を入れていただきたいです。これも国の計画からいうと大きく遅れてきておりますので、是非その点もしっかり頑張っていたいただきたいということを申し上げておきたいと思っております。

次は高齢者の問題なのですが、長引くコロナ禍ということで、なかなか外出もできない、もう本当に体がなまってしまうということで、今籠もってしまっているから、足腰が弱くなってしまったとかいうお話もよくお聞きするのです。御近所の方がよく一緒に連れ立ってお散歩に行ったりとか、それぞれ皆さん努力をされています。健康を守るという意味で、寝たきりにならないとかは当たり前なのですが、不自由な体になっていかなないように、そういう取組というのがとても大事だと思うのです。

それで、県としてはフレイル予防ということを呼び掛けておられて、いろんな取組をされていると思うのですね。県として直接県民の皆さんに、具体的にこういう運動に取り組んでいますよというのがありましたら教えていただけたらと思います。

松永長寿いきがい課長

ただいま達田委員から、コロナ禍の中でのフレイル予防対策について御質問を頂きました。

新型コロナウイルス感染予防対策の一環としまして、住民主体の介護予防活動をはじめ、各種活動が自粛や縮小されるなど、これまで地域の通いの場を利用していた方々をはじめとして、多くの高齢者の方々が外出を控え、居宅で長い時間を過ごすようになっております。このような状況におきまして、特に高齢の方や持病のある方は動かない状態が続くことにより心身の機能が低下して動けなくなる、いわゆる生活不活発を起こしやすくなり、長期化いたしますと、心身の機能が低下するフレイルの進行も懸念されるところであります。

そこで、県では、高齢者の生活不活発によるフレイルを予防するため、令和元年度からフレイル予防推進事業を開始しておりまして、コロナ禍におきましても自宅で気軽に実践できますフレイル予防実践ガイドの動画を作成し、県のホームページで発信するとともに、ケーブルテレビでの放映やDVDの配布により自宅での活動の活発化に向けて取り組んでおります。

また、在宅で高齢者が孤独感を深めることがないように、地域包括支援センターや老人クラブ連合会、移動スーパーなどと連携しまして、フレイル予防啓発のチラシでありますとか、DVD等を必要な方に必要な情報として直接お届けしております。

さらに、今年度、令和4年度におきましては、令和4年3月に制定されましたとくしま健康長寿社会づくり条例による健康への気運の高まりを逃すことなく、これまでの取組に加え、身近な場所で高齢者が自主的に集まり、体操や趣味活動に取り組む通いの場の魅力を発信し、活動に参加するきっかけづくりにつながるような動画の制作・配信や、高齢者の低栄養予防を県民の皆様に広く認識いただくために、みんなが健康！県産食材料理レシピコンクールに新たにフレイル予防部門を創設するとともに、地域における実践へとつな

がりますよう、老人クラブ研修会でのでり・ばりキッチン阿波ふうど号を活用した試食会を開催いたします。

今後ともこうした取組を通じて、高齢者の皆様お一人お一人が新型コロナウイルス感染予防に努めつつ、御自身の心身の状態を確認し、継続的にフレイル予防を実践していただけるようしっかりと取り組んでまいります。

達田委員

お家で一人でテレビとかを見て体操しているのですよ、という方も今までいらっしゃいました。ただ、人と話をする機会が全然なかったということで、お話をしてこそ脳が働く気がするという方も多いですね。人とのつながりがないこの約3年間というのは、本当に皆さん大変な思いをされてきたのではないかと思うのですが、最近ようやくマスクをして感染予防対策をきちんとすれば、体操教室にも行けるし、百歳体操にも毎週行っているのだという、そういう話も出てまいりました。

牟岐町の方にお伺いしたのですけれども、百歳体操とかいろいろ取組はあるのですが、月に2回理学療法士の先生に来ていただいて、フレイル予防のための筋トレが1時間、そしてあと1時間は脳トレをする、それが本当にためになって楽しい教室なのだそうです。コロナの時期は、一時期休まれてしまって残念な期間があったのだけれど、また再開してくれたということで、本当に生き生きと、また明日も頑張ろうという気持ちで行っていますという話をお伺いいたしました。

今、全県で百歳体操とかいろいろ取組まれております。そしてその上で、こういう専門的な講演会というか講習会というか、定期的に続けていただけるとというのが本当にいい取組なのではないかなと思うのですけれども、こういう取組を各市町村がするにはどのようにしたらいいのか。財政的な問題もありますし、牟岐町だけが頑張っているのか、それとも県全体でやっているのか、県として何か支援をされているのかお尋ねしたいと思います。

松永長寿いきがい課長

ただいま達田委員からお話がありましたとおり、適切な運動の継続ということがフレイル予防においては非常に重要であると認識しております。

それで、委員からお話がありました牟岐町での取組でございますが、こちらにつきましては、市町村が介護保険法の規定に基づき実施いたします地域支援事業交付金、こちらで要介護状態等となることを予防するために実施しておるものでございまして、こちらの交付金につきましては、その50パーセントを介護保険の保険料から支出し、残りのうち25パーセントを国、残りの25パーセントを県と市町村が12.5パーセントずつ負担するというようなものでございます。それで、こうした取組なのですが、県では毎年、会議を開催いたしまして、各市町村での取組でありますとかうまくいったケース、こういったものを全ての市町村に横展開して、各市町村でそういった取組がなされますよう取り組んでいるところでございます。

達田委員

寝たきり予防とかに取り組んでおられて、皆さんが元気になれば医療費も安く済むということで、本当に一石二鳥といたしますかそういう状態だと思うのです。非常にいい取組をされているので、こういう取組を県にも広げていって、みんなが元気に参加をされるような状況を作っていただけたらなと思います。

ただ、中には行きたいのだけれど足がないために行けないのだという方もいらっしゃいます。そういう方のために高齢者の足の確保ということが大事な問題になってくると思うのです。

次に質問させていただくのは、高齢者の足の確保という問題なのですが、最近運転免許を返納したという方から、免許を返納したのだけれども、やっぱり病院も行かないといけなし、買物も行かないといけなし、それがもう不便で不便でしょうがないというようなお話がございました。

私の住んでいる阿南市では、所得がある一定以下の方については年に72回分のバス券が出るのですよね。ただし、バス券をくれて、病院が近い所の方はいいのですけれども、1回片道1枚で行けますので、36回使えるということになるのですけれども、それでも月に3回ぐらい出掛けたら終わりなのですよね。ただ、バスを乗り継ぎして行くしかない方は、バス券が片道2枚要るわけなのです。ですから1日4枚要りますので、年間18回ぐらいしか外出できない、病院に行けないのですよね。毎月診てもらいに行かないといけなしという方もいらっしゃるし、それ以外に日用品とか食料品とか買いに行かないといけなしということで、旅費もばかにならないのだよと、本当に不便な思いをされています。月に1回ぐらい買物に行けるならいいのではないかと思われるかもしれないのですけれども、たくさん荷物を持ってバスに乗って帰るのは本当に大変なことなのですね。

ですから再々行けるような状況にしてもらいたい、そういうお話もお伺いしています。それで、せっかくバス券をくれているのですけれども、日常生活をきちんと送ろうとすると十分ではないわけなのですよね。無料のバス券が欲しいというようなこともお聞きしますし、また山間部ではバスが通っていない所もございます。ですから、タクシー券であるとか、あるいは送り迎えのくるくるバスも通っているのですが、人が多い所でないと通っていませんので、山間部などではなかなか使いにくい状態となっております。ですから、足の確保ということが今本当に大事になっていきますし、先ほどのお話ともつながるのですけれども、高齢者の方の健康を守るフレイル予防にもつながってくると思います。日常生活をきちんと送っていき、生活の質の確保ということで、高齢者の皆さんの足の確保について県はどのような対策を立てていこうとされているのでしょうか。

新瀨県土整備政策課長

今達田委員から、高齢者などの交通弱者の身近な生活交通、その対応ということで御質問を頂いております。

私どものほうからは、生活交通ということでございまして、JRやバスといった公共交通機関の面から答弁をさせていただきたいと思っております。

まず、公共交通機関というのは、達田委員からもお話がございましたとおり、高齢者をはじめとする車の運転ができない移動制約者にとって、日常生活に必要な移動手段であると考えております。この移動手段を確保するために、交通資源を総動員してポテンシャル

を最大限に活用するという考え方の下で、拠点となる駅やバス停、鉄道やバス、タクシーなどを乗り継いで移動するモータルミックスを推進しております。また、目的地へスムーズに効率よく移動できるように、様々な移動手段をつなぐ仕組みの構築などを掲げた次世代地域公共交通ビジョンを、令和元年12月に策定させていただいております。この交通ビジョンでは、国、県、市町村、交通事業者、地域住民がそれぞれの役割分担の下で連携・協働をして施策に取り組むということとさせていただいております。

そこで、県につきましては、交通事業者や市町村とも連携して、市町村をまたがるような鉄道やバスなど広域的な移動手段の維持・確保を担わせていただいております。

市町村につきましては、達田委員からお話ございました通院でございますけれども、地域の生活の足を守るため、地域の実情を踏まえたより身近な移動手段の維持・確保を担うという、それぞれ役割分担を明確化させていただいております。

そこで、市町村では地域の身近な移動手段を確保するために、高齢者に対する運賃割引やタクシーの利用助成をはじめ、地域団体が主体となるコミュニティーバスの運行や、市町村や非営利団体などが実施いたしております自家用有償旅客運送による公共交通空白地有償運送など、地域の実情に応じた取組がなされているところでございます。こうした方向性の下で、取組を進めながらしっかりと役割分担し、生活交通の確保に努めてまいりたいと考えております。

達田委員

いろんな方法で、その地域地域に合った足の確保をしていくということが必要だと思うのです。今、特にバス停が近くにあるとか、汽車にすぐ乗れるとかそういう方はいいのですけれども、公共交通機関があってもバス停までが遠いと、そういう方もたくさんいらっしゃるのですよね。そういう場合に、先ほどいろんな方法をおっしゃっていただきましたけれども、所によっては軽自動車みたいな車に乗り合いで行けるような、そういう制度もあるということなのです。

ただ、今余りにも過疎になってしまって、それを担う人がなかなか地域にいないのだというような悩みも言われております。過疎の地域であってもきちんと暮らしていけるような対策が必要なので、足の確保としてこういう制度がありますよ、こういう制度に乗って自分たちが運営をしていくことができるのですよというような、そういう情報も県民の皆様にお知らせいただいて、それが高いハードルではなくて、本当に地域の皆さんと力を合わせながらやっていけるのですよというような、では取り組んでみようかということになるように、是非PRもしていただきたいなと思うのですけれども、まだまだそれが浸透していないような感じもするのです。ある所ではこういう取組をしていますよという、そういう先進的な取組例というのをもっともっと全県に広めていただけたらと思うのですけれども、その取組はやっているのでしょうか。

新瀨県土整備政策課長

達田委員のほうから、生活の足を守るためのという観点から様々御提案を頂いたと思います。

県内の市町村におきましては、従来も、例えば新たなコミュニティーバスの運行や、高

齢者向けのタクシー助成制度の創出など、地域の住民の移動手段を確保するための取組が進められているということをご承知しております。例えば、東みよし町における高齢者対象のタクシーの補助、徳島市の一部でございますけれどもコミュニティバスの運行、あと松茂町でのこちらもコミュニティバスの運行等々が進められているということで承知しております。これからにつきましては、高齢者も含め、どのように持続可能な交通体系を形成していくのかということは私どもも考えております。

そこで、徳島県生活交通協議会の下に設置しております会議において検討を進めていくとともに、先ほども申し上げました令和元年12月に策定しております次世代地域公共交通ビジョンにおいても移動手段の確保というのを盛り込んでおるところでございますので、地域の公共交通の維持確保に向けて役割分担の中でしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

達田委員

いろんな地域のいろんな方、足の確保につきましては方法も違ってくると思われますので、県民の皆さんから多様な御要望というのを聞きした上で、この地域にはどういうのがふさわしいかなというようなことで、きめ細かな対策が市町村と連携して行われなければいけないのではないかと思います。是非、孤立をしてしまうというようなことがないように取組を進めていただきたいと思っておりますので、早急に検討、そして実施をしていけるようお願いしておきたいと思っております。

もう1点は、子供の保育の問題です。

子供の保育の問題では、今一時的な保育、いわゆる緊急臨時保育ですね。何かあったときに預かってくれる保育所がなかなかないということで、核家族が多くなってきて中でそういう要望も出されているのです。今、緊急臨時保育に対応しているのは公立よりも無認可とか私立のほうが多いと思うのですけれども、徳島県下での状況というのは調べておられるでしょうか。

高島次世代育成・青少年課長

主に保育所等に在籍していない子供に対しまして、家庭で保育を受けることが一時的に困難となった場合に保育を提供する一時預かり事業を実施しております。この一時預かり事業に対しまして、県が運営費の補助を行っている保育施設につきましては、令和3年度時点で県内56か所ということで確認をいたしております。

達田委員

この一時預かりについて、人員の確保とか施設の整備とかが要るのですけれども、財政的な面では何か支援があるのでしょうか。

高島次世代育成・青少年課長

県内の認可保育施設におきまして一時預かりの事業を行っている保育施設に対しましては、県より運営費の補助を行っているような状態でございます。

達田委員

子供さんを保育しておりますも、今まではおじいちゃんあるいはおばあちゃんに見てもらっていたと。ところがぎっくり腰になって急に見られないようになったのだとか、もうとにかく明日から預かってくれる所がないのだという、そういう方も割といらっしゃるのですよね。50歳、60歳で子供さんを見るというのは体力も要ることですので、いつ何が起きるかも分かりません。

また、お母さん自身が御病気になって、入院しないといけない場合もありますし、御両親も遠くにいて核家族なので見てくれる人がいないという、そういう方も多くなっていると思います。ですから、一時預かりができる保育所も身近にあって、何かあっても預ける所がありますよという、そういう体制を是非とっていただきたいと思うのですけれども、財政的な支援とかで施設もきちんと整備できるような状況にしていっていただきたいなと思います。

それと、保育所についてももう1点なのですが、育休のときに上の子供さんを見てくれないということがあります。上の子供さんを見てくれている所もあるのですけれども、これが時間制限があったりあるいは週に3回までという制限があったりするのですよね。

私がお聞きしているのは、県外から移住をされてきて、山間部で生活をされている方で、子供さんがいらっしゃって、一応仕事はお勤めの所があるのですけれども産休で休んでいると。ただ、そのお勤めの所だけではなくて、移住してきたのだから、ここで農業もしてみたい、山林の仕事もしてみたい、それからこの村で何ができるだろうかということいろいろな取組をされています。非常に忙しい毎日を送っておられるのですが、ついつい仕事が長引いてしまったら迎えに行くのが遅くなってしまいます。子供さんを見てくれる時間が午後4時までなのですが、10分とか5分でも遅れたら追加料金というのを取られるらしいのです。移住してここの村で暮らしていこうかと決心してきたのだけれども、これでは子育てが本当に大変な状態だということで悩んでおられるそうなのです。

県としてはいろいろな方に来ていただきたい、子育て中の方にも来ていただいて村を盛り上げていただきたいということで、その対策もしていると思うのですけれども、子育てが十分に支援できていないのでは、せっかく来ても大変な思いをされることとなります。こういう子育て支援をきちんとできるようにしてこそ、来てくださいと言えるようになると思うのです。この点について全県の状況というのは、以前にもお伺いしたと思うのですけれども、今どういうふうになっているでしょう。

高島次世代育成・青少年課長

県内の育児休業を取得された方のお子さんの状況でございます。県内におきましては、特に条件を付けずに継続利用できる市町村でございますとか、下のお子さんが1歳になるまで、また上のお子さんが翌年度に小学校へ入学したり、幼稚園に入園を控えている場合につきましては継続利用とするなど、また母子の健康状態でございますとか家庭環境によって継続利用できるようになっておりましたり、それぞれの市町村の実情に応じた取扱いとなっているような状態でございます。大部分の自治体において柔軟に対応していただいております。

達田委員

この実態も是非つかんでいただいて、安心して子育てできる体制をとれるように市町村とも御相談いただけたらと思いますので、よろしく願いして終わります。

長池委員長

この際、委員各位にお諮りいたします。

ただいま、仁木議員、扶川議員から発言の申出がありました。この発言を許可いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と言う者あり）

それでは、議員の発言を許可いたします。

仁木議員

ただいま委員各位に御許可を頂き、改めて質問をする機会を頂きましてありがとうございます。早速質問に移ってまいります。

私は地方創生特別委員会に所属しておりますが、その場で、この4月からJRの通学定期、また通勤定期等々運賃の改定が行われますことについて、その際の値上がり率が非常に高いということを受けまして、いわゆる文教面や地域公共交通の維持存続の関係における補助なり何なりということ激変緩和措置として、県で対策を打っていただけないかということ事前委員会等々から議論をさせていただいております。地方創生特別委員会では、交通所管関係においてはそういったことは考えにくいということでございましたので、子育て面、また文教面の支援ということで、本委員会でお聞きさせていただきたくまいりました。

質問させていただきます事項においては、他県の事例を先の地方創生特別委員会でも御紹介をさせていただきながら、議論をして調べていただきました。個人的にも事前委員会から他の都道府県がこの部分についてどのような支援をしているかということ調べまして、理事者側、また教育委員会にも資料提供させていただいております。その中から質問をさせていただきたいと思っております。

他県事例で言いますと北海道、青森県、岩手県、山梨県、福井県、鳥取県、長崎県において支援をされているということでございます。予算についても、財源は全ての自治体が一般財源でありまして、9割以上が教育委員会や子育て支援の関係での取組となっているような状況にあります。調べていただいているかと思っておりますけれども、そういった状況の中で、本県と同様な人口規模からしますと、鳥取県等々になりますけれども、この先進的な事例がどのような形で事業化されているのかとか、また補助率の関係について御調査していただいているかと思っておりますので、その点、お教え願いたいと思っております。

今田学校教育課長

ただいま仁木議員より、通学費の支援に係る他県の状況についての御質問を頂きました。

まず、教育委員会の関係で先ほど御指摘いただきました、北海道から申し上げますと、北海道教育委員会におきましては高校再編に伴う通学費支援というものを実施していると

聞いております。中身といたしましては、道立高等学校の募集停止により住んでいる市町村に高校がなくなって他の高校に通学することとなった生徒を対象に、保護者の経済的負担を軽減するために通学費の補助を実施しているということでございます。更に詳細についてですが、中学校卒業時に募集停止校所在市町村等に居住をしておる方で、中学校卒業後、通学区域内の他の高校へ就学した生徒の保護者さんに一定の所得要件、それから世帯人数の基準に応じて実際に負担している1か月当たりの交通費から1万円を差し引いた額について上限額の範囲内で支援をしておると承知をしております。高校再編に伴う通学支援の例と認識をしております。

それから今、御指摘を頂きました鳥取県の事例についても聞き取りを行っております。鳥取県におきましては、教育委員会ではなく子育て部局の施策ということですので。鳥取県におきましては、特に中山間地域等から遠距離通学をしている生徒の保護者さんの負担が大きくなっているということで、令和2年度から県内全市町村が通学費に係る保護者の経済的負担の軽減を図るための通学支援事業を行っているということでございます。中身についてですが、鳥取県内の高等学校等、これは公立、私立、特別支援学校、それから高等専門学校、専修学校高等課程も含むということでございますが、通学している世帯を対象に月額負担額に対して7,000円を超えた額について、県と市町村が2分の1ずつを助成しておると聞いてございます。

仁木議員

今調べていただいた部分で、数字として分かりますのは、例えば鳥取県では子育て支援の一環で、7,000円を超えた分の2分の1を鳥取県が負担をして、残りの2分の1については市町村が負担するという総量的な施策において支援に取り組まれているような状況だと思います。

本県において、通学にJR等々を利用される方々というのは大体50キロメートルを超えるような場合であれば、下宿したり、もろもろの選択肢を作ったりして行くのであろうと思うので、それぐらいが上限になってくるのではないのかなというところです。50キロメートルの通学定期の値段を見ましたら、1か月当たり1万2,570円になっておまして、これが23パーセントアップということは1万5,000円強になって、3,000円近く値上がりしてくるのではないかという状況です。

これは、非課税世帯であろうがなかろうが、JRの利用よりも例えば自転車にしていこうとか、これは健康面ではそのほうがいいのしょうけれども、乗って残そうということで本県においては地域交通の議論を展開されておりますので、文教面と併せてこういったところについて、選択肢とするための支援を作っていくべきでないのかなと思っております。

地方創生特別委員会で調べていただいた数字といたしましては、本県の通学定期の利用人数、推計していただきましたけれども、約4,000人弱のようです。7,000円を超えた分の2分の1になりますから、この分を試算しましたら年間予算1,600万円ぐらいの予算でできるというような支援になっています。これは、手の届かない夢物語のような支援策ではないと私は思っております。ですから、この所管の委員会それぞれあるかとは思いますが、やはり文教的な面、激変緩和の面、それに非課税世帯等々の生活支援や子育て

支援の面からして何らかの方策ができないのかなというところが、私の個人的な思いでございます。他の議員さんにもそういった方もいらっしゃるかと思いますし、うちの会派から本会議の質問のほうでも再度要望させていただきました。4月からでありますからこの点について何らかの方策を示していただくべきではないかと思いますけれども、その点について御意見をお聞かせいただければと思います。

今田学校教育課長

ただいま仁木議員より、今後の方針について御質問を頂いております。

御質問の中で推計値ということで約4,000人という数字を頂きましたが、県教育委員会で把握しております数字といたしまして、令和4年5月1日現在の調査で通学方法の主たるものとして自動車を利用している公立高等学校全日制の生徒は3,651名、全日制の生徒全体の中でもおおよそ23パーセントという状況になってございます。通学定期については学生証を発行いたしまして、生徒各自がJRの窓口で購入をしている状況にございます。

なお、今回のJR四国の運賃改定後の定期旅客運賃の割引率についてですが、通勤定期は改定後平均で1か月当たり48パーセントに対し、高校生の通学定期は改定後平均で1か月当たり76.2パーセントと、一定の御配慮を頂いていると聞いております。

また、今般の値上げの時期につきましても、令和5年5月20日購入分からの値上げになると承知をしてございます。

県教育委員会におきましては、これまでもJRの運賃改定に限らず、物価やエネルギー価格の高騰等による家計の悪化等によりまして、高校生が高校での学びを諦めることのないよう、学びの保障に取り組んでまいりました。全ての意志ある生徒が安心して教育を受けられるよう授業料の支援としての高等学校等就学支援金、授業料以外の支援としての奨学のための給付金、それから先ほど議員からもございましたが、遠隔地から通学する高校生に対して総合寄宿舍4棟、単独寮3棟を整備してございまして、さらに、総合寄宿舍のうち2棟については現在増設に取り組んでおるところでございます。このほか、今年度の補正予算におきましては、給食費への支援ですとか、民活エアコンに関わる電気料金の値上げ分への支援といったことを実施してきておるところでございます。

いずれにいたしましても、今般のJR四国の運賃改定に伴う状況につきましては、今後、四国他県の対応状況について情報収集に努めるなど動向に注視してまいりたいと考えてございます。

仁木議員

動向を注視していただきますようお願いしたいですし、他部局と連携して情報共有して考えていっていただきたいと思っております。教育委員会でいろいろとコロナ禍にやっただいて、たくさん御説明していただいてありがとうございますとしか言いようがないです。この23パーセントアップするということが目先にありますから、その点についても考えてくださいねということを申し上げたくて、今日ははせ参じましたので、その点よろしくお願いします。

あと2分でございますので、最後に、ずっと質問しておりますので一つだけ確認させていただいて終わりたいと思っております。本県においては待機児童が4月1日時点でゼロという

ことで非常に良い傾向にあるのですけれども、10月1日の時点での待機児童数というのは本県独自で調査していただくということでございました。その結果についてお教えいただいて、私の質問を閉じさせていただきたいと思っております。

高島次世代育成・青少年課長

令和4年10月1日現在の本県の待機児童につきましては84人ということで市町村からお答えを頂いております。

扶川議員

今、仁木議員がお尋ねしたことを私も聞こうと思って通告していたのですけれども、たっぷり聞いていただいたのでもう余り聞くことがありません。賛成でございまして、意見だけでもう一度言っておきます。

交通弱者に欠かせないJRの路線を守るために値上げ自体は致し方ないと思うのですよね。公共交通全体を県民が支えていくために、公共交通利用促進「乗ってのこそう！」キャンペーンというのをやっていて、私もこうやってバッジを付けさせていただいておるわけです。通勤や旅行等でJRを使っていこうというキャンペーン、これはもう大賛成です。しかしだからといって高齢者、障がい者、学生等、車を利用できない交通弱者の負担を増やすのは、そもそも公共交通を守っていくという目的に相反すると思うのですよね。通学費については、生活保護世帯は通学定期費用が出ますし、非課税の世帯には先ほどもお話があった高校生等奨学給付金制度があります。

しかし、交通弱者というのは低所得者だけではないですよね。学生の交通費負担の増加というのは教育環境を悪化させるし、子育てしやすい徳島の環境の整備という目標を損なうことになって、結局人口減少を食い止めようという県の取組にも逆行すると思うのですよ。だから、まず通学定期の引上げ分は、仁木議員がおっしゃったのと全く同意見でありまして、県として何らかの補助をするべきなので、対象となる人数とかそのために必要な費用、他県の状況もお尋ねしようと思いましたが、既に答弁が出ましたので回答は結構です。是非進めていただきたいということをお願いして、これは意見だけにさせていただきたいと思っております。

それから、先ほどこういう補助もやっているということで、これも別の委員会で山田議員が取り上げたことなのですが、念のためお尋ねしたいのですが、県立中学校の給食費ですけれども、今回それを20円ですか、助成するというのは非常にいいことだと思います。ただ、県下の各自治体では無料化している所があります。実態がどのようになっているのかということの一つをお尋ねしたいのと、もう一つは、この際、徳島県立中学校も率先して無料化すると、まだ実施していない市町村に対する県のメッセージともなりますから、もしやるとしたら対象となる人数、どのくらい費用が掛かるのか、この2点お尋ねいたします。

今田学校教育課長

ただいま扶川議員より、運賃の値上げに関する御意見と、それから給食費についての県下の実態、県立学校での無料化についての御質問を頂きました。

御意見ということではございましたが、県教育委員会といたしましては、JR四国の運賃改定に伴う対応といたしまして、家計の悪化等によって高校生が高校での学びを諦めることのないように、学びの保障に取り組むことが重要であると考えてございます。御指摘を頂きました就学支援金や奨学給付金といった対応に加えて、寮の整備ですとか、あとは先ほどの御質問にもつながりますけれども、本年11月補正予算におきましては県立中学校等給食支援事業といたしまして、今年度の給食費等の値上がり分についての補助を実施し、さらに9月の補正予算におきましては、電気料金の高騰対策費として民活エアコンに係る電気料金の増加額の2分の1に相当する額の減免といった、所得にかかわらずこうした経済的負担を軽減する施策を講じてきているところでございます。

その上で、給食費についてのお尋ねでございますけれども、まず県内の給食の無償化の状況ということでございます。こちらで把握しておりますのは、県内で自主財源による小・中学校の給食の無償化に取り組んでいる自治体は1市1町、三好市と神山町ということで承知してございます。ほかに国の臨時交付金を活用して本年度の途中から年度末まで給食費を無償化している自治体は4自治体、勝浦町、佐那河内村、那賀町、板野町と聞いてございます。

それからもう1点が、県立学校の給食無償化ということでございますが、まず試算について御質問がございました。担当課からは県立中学校、3校の給食費全額を仮に県が負担した場合に掛かる金額はおおよそ5,000万円と聞いてございます。なお、学校給食の経費につきましては、学校給食法において施設、設備や職員の人件費などは学校の設置者が負担し、食材費などの経費は保護者が負担すると定められてございます。保護者負担分については経済的理由により就学が困難であると認定された場合には、国の就学支援において学校設置者が補助する制度が設けられてございまして、県立中学校におきましてもこの制度を活用した支援を行っているところでございます。

なお、四国3県に聞き取りを行いましたところ、現時点で県立中学校の給食費の無償化を実施している県はございませんでした。県教育委員会といたしましては、引き続き、安全で安心な学校給食の提供に努めるとともに、他県の状況等を注視し、必要となった場合に適切な対応を行ってまいりたいと考えてございます。

扶川議員

学校給食法で保護者負担になっているからといってそれをやっちはいけないというわけではなく、そこにペナルティーがあるわけではないのでしょうか。だから年度内に限っておりますけれども、板野町を含めて実施している町もあるし、既に先にやっている三好市や神山町みたいな所もあると。であれば、徳島県として主導してやっても何も国から叱られるわけではないでしょう。逆に言えば国の取組が遅いのですよ。

学校給食なんてのは、全て義務教育の無償化の一環としてやったらいいと思うのです。食育ですからね。私も農林水産部関係の経済委員会でも言いましたし、あちらこちらで言っていますけれど、ジビエとか場合によっては昆虫食みたいなことも子供さんに体験していただいて、それからもちろん地産地消も、おいしい鶏だったり豚だったりハモだったり、そういう物を食べていただければいいのだと。それが地域、郷土を愛する子供の心情を育てて徳島に定着していくことにつながる。食育、環境教育、もう非常に役に立つのだ

ということを書いてきましたけれど、結局経費がプラスアルファで掛かるではないですか。有機米もそうですけれど。それが全部保護者に負担が掛かっていくという仕組み自体が間違っているのですよ。行政として堂々とやっていくべきだと、改めてその点は主張したいのですけれど、国に対してこれまでその辺り意見を言ったことはありますか。

今田学校教育課長

ただいま扶川議員より、給食費の無償化、費用的な負担の面で国に対する要望を行ったことがあるかという御質問でございました。

今担当課が不在でございますので、国への意見というのは把握してございません。各都道府県における無償化の実施状況について申し上げますと、全国的な調査は平成30年度に行われておりまして、その後の状況を把握してございませんが、報道レベルでは、千葉県におきまして県立中学校、県立特別支援学校で第3子以降の子供について給食費を無償とするということで、かつ同様の取組を行う県内の市町村に対しても補助金を出すことにしたということで承知をしてございます。予算は3億2,000万円ということでございます。

先ほども申し上げましたが、四国の3県に聞き取りを行いましたところ、いずれも県立学校の無償化は実施してございませんでした。千葉県以外の他の都道府県についても県立学校を対象とした無償化は実施されていないと承知してございます。繰り返しになりますが、県教育委員会といたしましては安全・安心な学校給食の提供に努めるということと、他県の状況等についても引き続き注視してまいりたいと考えております。

扶川議員

あとちょっとしかないのですが、もう1点お尋ねしたいことがあるのですよね、実は。保育所の虐待の問題です。

静岡県のさくら保育園の虐待が問題になっておりまして、厚生労働省と内閣府から全国の県あるいは市町村に12月7日付けで事務連絡が出ているようです。県としてはどのような対応が今求められているのか教えてください。

高島次世代育成・青少年課長

扶川議員から、静岡県の保育所におきます虐待の件で御質問を頂きました。

扶川議員がおっしゃるとおり、令和4年12月7日付けで厚生労働省・内閣府連名で、保育所等における虐待等に関する対応についてという文書が出されております。県におきましては、すぐさま関係市町村、関係施設へ通知を送らせていただきますとともに、令和3年4月に出しております、不適切な保育の未然防止及び発生時の対応についての手引というものにつきましても、再度関係市町村、関係施設に周知をしておるような状態でございます。

扶川議員

私も見ましたからそういう対応でまず始まっていくのだろうと思います。私はマスコミに出ている識者のコメントというのを時々見ますが、今おっしゃったような手引の遵守とか、あるいは公益通報の活用や保育士の登録取消しなど厳しい対応もあるのだということ

を現場に周知していくというような、いわば対症療法的な対応も重要ですが、それだけではなくて保育士の配置基準や待遇の改善といった環境面、根本的な予防対策というのにも必要だろうということがいろんな方からコメントされております。

今回の事務連絡で国が求める調査は、不適切な保育に関する調査ですが、これに載せる形で保育環境に関わる今申し上げたような配置基準にされているのか、待遇の改善はどうかということ現場の経営者とか保育士から是非聞き取って、声を集めていただきたい。それを徳島発の提言として、必要であれば国に上げていっていただきたいのです。現場の職員のストレスがいろんな不祥事につながるというのはどこの職場でも共通して言えることですから、いい機会なので是非やっていただきたい。いかがですか。

高島次世代育成・青少年課長

保育所等におけます保育士の配置基準につきましては、各施設に対し、年1回以上指導監査に入っております。その中で配置基準は満たしているということは確認をいたしております。

また、処遇改善につきましては、保育士一人当たり3パーセント程度、9,000円程度の給料の引上げを行うなど、様々な処遇改善を行っておるような状況でございます。この点につきましても、これまでも国のほうへ政策提言を行っているような状態でございます。引き続き配置基準でございますとか処遇改善、これにつきまして国へ政策提言してまいりたいと考えております。

扶川議員

それをやられているんだったらすばらしいことなので、後押しするデータを取ってほしいのですよ。現場の保育士の声、経営者の声をきちんと聞いて、それをデータとして国に示していくことで強い提言ができると思うのです。是非やっていただきたいですが、これだけ聞いて終わります。

高島次世代育成・青少年課長

年1回以上は入っております指導監査におきまして、施設や保育士さんのお話についてはお伺いしたいと考えております。

長池委員長

以上で質疑を終わります。

これをもって、次世代育成・少子高齢化対策特別委員会を閉会いたします。（12時00分）